

監査結果報告書

令和2年7月度及び9月度

千早赤阪村監査委員

1. 監査対象

定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）：住民課

健康福祉課

2. 監査期間

月 日	監査対象課
令和2年7月10日（金）	住民課
令和2年7月17日（金）	
令和2年9月11日（金）	健康福祉課
令和2年9月18日（金）	

3. 監査の対象事務

定期監査

- ・各課における令和元年度執行の13節 委託料、15節 工事請負費、18節 備品購入費、19節 負担金、補助及び交付金の支出について

4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に管理されているか。

5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり検討又は改善を要する事項が一部見受けられた。以下に指摘した事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

〈検討又は改善を要する事項〉

定期監査指摘事項

【住民課】

- 1 生活排水処理計画見直し業務について
 - ・提出されている着手届の着手年月日が8月の30日となっているが、着手日が8月31日からとなっている。着手届は着手した日以後の提出とすること。
- 2 事業系ごみ収集委託業務について
 - ・事業者からの手数料の徴収事務は委託していないにも関わらず、契約書第8条第2項に徴収事務に関する事項が記載されている。契約時に契約書の内容を精査すること。
 - ・契約書では保険への加入を義務付けているが、加入の確認が実施されていない。保険証の写しの提出を求めること。
 - ・ロープウェイの駅舎のゴミの収集について、料金を直接収集業者に支払いをしているので、本来の収集納入の手続きにすること。
 - ・検査復命書にゴミの数の根拠となる資料が添付されていないため、何をもって検査したのかが不明瞭である。検査復命書には事業所の一覧とゴミの個数の一覧の資料を添付すること。
 - ・千早赤阪村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第6条において、「一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、千早赤阪村廃棄物減量等推進審議会を置くことができる」と規定されているが、審議会が設置されていない。昨今、海洋プラスチックゴミも問題視されているので、村としてプラスチックゴミの削減に取り組むための審議会を設置してはどうか。
 - ・同条例施行規則第3条第2項において、「多量排出事業者は、毎年1回、村長が定める期限までに、事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書を作成し、村長に提出しなければならない。」と規定されているが、その計画書が提出されていない。
- 3 合併浄化槽維持管理費補助金について
 - ・交付決定書において、村の割り印が抜けていたり、押し間違えているものがある。正確な文書の発行に努めること。
 - ・補助金の申請件数が前年よりも減少している。補助金の目的は生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することであり、その手段として合併浄化槽の維持管理にかかる費用の一部を補助しているので、合併浄化槽を設置しているにも関わらず申請していない方が、なぜ申請しないのかを調査すること。
- 4 人権協会補助金について
 - ・村として保管する文書と人権協会として保管する文書が同じファイルに綴じられている。人権協会として収受した文書は人権協会専用のファイルに綴じること。

- ・村へ提出されている前年度の実績報告書に領収書が添付されていない。
 - ・令和元年度の交付申請において、提出されている予算書が案となっている。人権協会の総会が終わるまでは予算が確定しないとのことだが、そうであれば総会の予算確定後に再度予算書の提出を求めること。
 - ・平成30年度の決算剰余金の精算において3,042円を村に返還しているが、その中に利子の1円が含まれている。利子の1円まで返還を求めるのか、庁内の統一ルールを確認すること。
- 5 国民健康保険特別会計（事業勘定）について
- ・基金の取崩しについて、基金条例の設置目的に基づいた運用がされていない。基金の設置目的は国民健康保険事業における療養給付費の増加、その他緊急やむを得ない財政需要に充てるためであるが、基金を保険料率の緩和の財源に充当できるようにするのであれば条例を改正したほうが良いのではないかと。

【健康福祉課】

- 1 国民健康保険特別会計（診療施設勘定）について
- ・指定管理者からの実績報告書に診療報酬と証明書発行等の手数料の確認ができる資料が添付されていない。
 - ・指定管理料の積算根拠がない。
- 2 出産祝品制作業務委託料について
- ・村の積算根拠となる設計書が作成されておらず、予算と決算に16万円ほどの差が出ている。また、予定価格の設定もされていない。
 - ・予算作成時に適正な見積もりを徴取すること。
- 3 基幹相談支援センター事業委託料について
- ・2町1村で協定を締結し、事業の実施に取り組んでいるが、その委託料の積算根拠となる設計書が作成されていない。
- 4 ちびっこ広場の管理について
- ・各広場の樹木等の管理方法について、地区が管理するのか、村が管理するのかを明確にしていない。
- 5 いきいきサロン指定管理料について
- ・村の積算根拠となる設計書が作成されていない。
 - ・指定管理の議案書の提出日（平成31年1月31日）よりも事業管理者からの事業計画書の提出（平成31年2月6日）が遅れている。
 - ・指定管理者からの実績報告書及び収支報告書が令和2年3月31日となっているが、実際にこの日付に実績報告を提出するのは難しいのではないかと。実績報告書は1ヶ月以内に提出させればよい。

6 社会福祉協議会補助金について

- ・実績報告書に補助事業の内訳を確認できる資料が添付されていない。
- ・補助金が社会福祉協議会の運営補助金なのか、事業補助金なのか、明確にしていない。
- ・補助金交付規則では実績報告時には領収書を添付することになっているが、添付されていない。
- ・補助金交付規則第 15 条で実績報告書の提出日が事業完了後 1 ヶ月以内に提出しなければならないとされているが、実績報告書の日付が令和 2 年 5 月 28 日付けになっている。